

令和6年4月8日

I 開発指導要綱 第3条(3)の取扱いについて

(適用範囲)

第3条 この要綱は、本市の区域内において行う次の各号に掲げる開発事業について適用するものとする。

(中略)

(3) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を要する行為。また、当該指定時に未利用地等となった土地で行う開発事業。

(以下略)

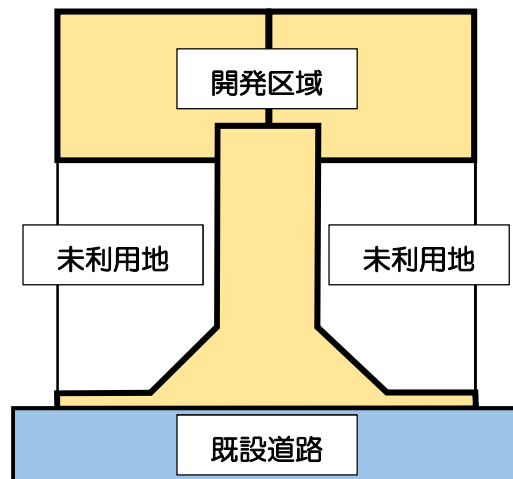
【未利用地等】

未利用地等とは、道路位置指定申請時に開発区域に含まれなかった土地で、駐車場、資材置場等としたものを含む。

【未利用地等の要綱協議の要否】

道路位置指定完了後に未利用地等で開発事業を行う場合は、開発指導要綱に基づく開発協議を行うものとする。ただし、道路の寄付手続き等が完了したもので、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 開発区域内の予定建築物がすべて建築完了（検査済証要）したもの。
- (2) 道路位置指定日より1年経過したもの。



【道路位置指定を受けた道路を延長する場合の要綱協議について】

道路位置指定を受けた道路を延長する場合の要綱協議の受付は、公共性の有無の観点から、開発区域内及び未利用地等のすべての予定建築物建築完了後（検査済証要）とする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- （１）延長する道路を開発者が管理するもの。
- （２）道路位置指定日より１年経過したもの。

